

豊橋市男女共同参画推進条例

条文と解説

豊橋市企画部男女共同参画課

1 条例制定にあたって

(1) 国内外の動き

国際連合は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定め、翌1976（昭和51）年からの「国連婦人の10年」で「平等・開発・平和」を目標に掲げ、以来各国で女性の地位向上のための取組が展開されてきました。そして、「国連婦人の10年」の大きな成果として、1979（昭和54）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が国連総会で採択されました。

1995（平成7）年に北京で開催された第4回世界女性会議では、女性の人権保護と、女性の参画を主張する「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。この行動綱領により各国政府は、1996（平成8）年末までに自国の行動計画を開発し終えることを求められるなど、男女共同参画を推進していこうとする取組は、世界的な流れとなっています。

日本では、憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、その精神に基づき、世界の動きに呼応しながら法や制度の整備が進められてきました。

- ・1977（昭和52）年 「国内行動計画」策定
- ・1985（昭和60）年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）批准
- ・1986（昭和61）年 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）施行
- ・1987（昭和62）年 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
- ・1995（平成7）年 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）施行（一部1999年）
- ・1996（平成8）年 「男女共同参画2000年プラン」策定
- ・1999（平成11）年 「男女共同参画社会基本法」施行
- ・2000（平成12）年 「男女共同参画基本計画」策定
- ・2001（平成13）年 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行

1999（平成11）年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置付け、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施することを国の責務とするとともに、地方公共団体の責務として国の施策に準じた施策及び区域の特性に応じた施策の策定と実施を明示しました。

（2）豊橋市の取組と条例制定の考え方

豊橋市では、1991（平成3）年3月に女性行動計画「^{あした}未来をひらくとよはし女性プラン」の策定、1999（平成11）年2月にこのプランを見直し、男女共同参画の視点を取り入れた「とよはし男女共同参画2000年プラン」を策定、更に情勢の変化と新たな課題に対応するため、「男女共同参画社会基本法」の趣旨に沿って、2003（平成15）年3月に「豊橋市男女共同参画行動計画・とよはしハーモニープラン21」を策定するなど、男女共同参画社会の実現をめざした取組を進めてきました。

また、推進体制の整備として、1990（平成2）年、市役所内に全部局長で構成する推進会議を設置し、1999（平成11）年には企画部に男女共同参画課を新設しました。また、事業実施機関として1994（平成6）年に女性会館を開館し、学習・情報収集・交流等の拠点施設としての整備を図ってきました。

しかし、こうした取組にもかかわらず、今もなお男女の性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が残されている状況にあります。

今後、少子高齢社会の急速な進展など、社会経済状況が変化する中、男性も女性も個性と能力を発揮できる社会の形成を図り、基本構想で掲げた将来都市像「笑顔がつなぐ緑と人のまち・豊橋」を実現するためには、男女共同参画の推進に関する取組について、なお一層の努力が必要となっています。

また、男女共同参画社会の実現は、市の施策とあわせ、市民の皆さんたちの主体的な取組が重要です。条例は、男女共同参画を推進していく上での基本理念のほか、市民の皆さんと協働しながら取り組んでいくことの大切さや、市の果たすべき役割、市民の皆さんたちに期待される役割などを示し、男女共同参画社会としてのあるべき姿に近づけていこうという姿勢を明示しています。

2 条文と解説

(名 称)

豊橋市男女共同参画推進条例

〔解 説〕

この条例は、男女が家庭、職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野において、対等なパートナーとして共に参画することができる男女共同参画社会の形成に寄与することを目的としています。また、そのために男女共同参画の推進に関して、基本理念やそれぞれの役割、市の基本的施策等を示し、推進の姿勢を明らかにしています。こうした視点から、「男女共同参画推進条例」としました。

(前 文)

我が国では、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画社会基本法の制定をはじめ、法律や制度が次第に整備されてきた。

豊橋市においても、男女共同参画行動計画の策定や女性会館の開館など男女共同参画社会実現のための様々な取組を行ってきたが、今もなお、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が残されている。

こうした状況の下、これからの少子高齢社会の進展や家族形態の多様化などを展望したとき、男女が性別にかかわらず、人として尊重され、個性と能力を十分に発揮することができるとともに、多様な生き方を認め合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の実現は、重要な課題である。

そこで、市、市民、事業主、市民活動団体等が協働して、男女共同参画社会の形成に関する取組を一貫性を持って総合的、計画的に推進し、男女がいきいきと暮らせるまちづくりに資するため、この条例を制定する。

〔解 説〕

前文は、豊橋市の男女共同参画推進に関する取組や現状についての認識、男女共同参画社会実現の意義を踏まえ、市、市民、事業主、市民活動団体等が協働して、男女がいきいきと暮らせるまちづくりに取り組んでいこうという趣旨を明示しました。

第 1 章

総 則

(目 的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業主、市民活動団体及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、これを総合的、計画的に推進することにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

〔解 説〕

男女共同参画社会基本法の第9条に地方公共団体としての責務が示されています。この趣旨に沿って策定した「豊橋市男女共同参画行動計画」の実効性と継続性をより確保するとともに、市、市民、事業主、市民活動団体等と協働しながら男女共同参画社会の実現を図るため条例を定めました。この条例は、男女共同参画社会実現のための基本方針を明らかにするもので、施策に関して基本的事項を定め、具体的な取組については、行動計画として変化する情勢等に対応しながら進めていきます。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2)積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3)セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(4)ドメスティック・バイオレンス

配偶者等に身体的、精神的、性的又は経済的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

〔解説〕

この条例で用いられている共通認識の必要な言葉について定義しました。

- (1)「共同参画」とは、単に男女が対等に参加するというのではなく、その場において政策・方針の決定、企画等に加わるなど、より主体的な参加姿勢を意味しています。
- (2)「当該機会を積極的に提供する」とは、男女が対等な構成員として、自らの意思によって活動に参画することについて、機会の平等を実質的に保障しようというものです。
- (3)セクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法では職場における女性労働者に対する行為として規定していますが、男女共同参画社会を実現していく上では、男女や分野を問わない重要な問題と受けとめ、条例では幅広い規定をしました。
- (4)ドメスティック・バイオレンスについては、男女共同参画社会の実現にとって性別に起因する暴力の根絶は大きな課題であることから、身体的なもののほか、精神的、性的、経済的なものも含めて位置付けました。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が均等に確保され、及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が、男女の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、対等な構成員として社会のあらゆる分野で方針の決定、計画の立案等に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、その他の活動と両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、尊重するとともに妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう自らの意思が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係にあることから、国際的な理解と協力の下に行われること。

〔解説〕

男女共同参画社会基本法の基本理念の趣旨に沿って決めました。

基本理念は、条例第4条以下で示したそれぞれの役割を果たす上での基本的な考え方となるものです。

(1) 男女共同参画社会を形成する上で、その根底を成す基本理念として、男女の人権の尊重を掲げました。男女共同参画基本法においても、男女の人権が尊重される社会の実現が緊急かつ重要であることを考慮して男女共同参画社会の形成を推進することを明示しています。

また、人権尊重の内容については、男女共同参画基本法に準じて「個人としての尊厳が重んじられること」「性別による差別的取扱いを受けないこと」「個性と能力を発揮する機会が均等に確保されること」「その他の人権」として例示しました。

性別に起因する暴力などの人権侵害を受けず、人格が尊重され、性別による差別的

な取扱いを受けず、また性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく男女が個性と能力を発揮する機会が均等に確保されることは、憲法にうたわれている個人の尊重、男女平等の理念の実現を前提とした男女共同参画社会の形成にとって極めて重要です。

(2) 男女が個性と能力を十分に発揮することができるためには、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが必要です。そのためには、社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されることが重要です。たとえば、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等固定的な考え方が強調されると、役割を固定的に分けてしまいがちになります。男女が互いに尊重しながら、能力等によって自由に役割を選択できることが望ましい社会のあり方と考えます。

(3) 社会の構成員である男女が、社会のあらゆる分野で方針の決定、計画の立案等に共同して参画する機会が確保されることは、男女共同参画社会の基本と考えます。また、参画する機会について、形式的な確保では対等な立場で参画することを保障できないことが考えられます。本人の主体的な意思に基づき、実質的に参画していくことができるよう、様々な条件が整備されなければならないと考えます。

(4) 少子高齢社会の急速な進展など社会経済状況の変化の下で、男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくことができるためには、家族を構成する男女が互いに協力し、また社会的な制度などの支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と他の活動（働くこと、学校に通うこと、地域活動をするなど）との両立が図られるようにすることが重要です。このことは、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことのできる社会を形成する上でも重要と考えます。

(5) 男女が、互いの身体の特徴について理解に努め、思いやりを持ち、いたわりあって生きていくことが重要です。特に、女性は妊娠、出産などに関し、男性とは異なる身体的な特徴があり、そのための配慮が必要です。男女が生涯にわたり健康的な生活

を送ることができることは、男女共同参画社会を形成していく上でも大切なことです。妊娠や出産などについて、互いに尊重しあいながら、相手の理解と協力の下にその意思が尊重されることが、生涯を通じての健康的な生活を送るための大切な要素と考えます。

(6) 日本における男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会の取組と連動して進められてきました。本市においても、国や県と歩調を合わせながら、男女共同参画に関する情報の収集や提供に努め、取り組んでいくことが大切です。

また、本市には、多くの外国人の方が居住しています。その人たちと相互に理解を深め、尊重し合い、安心して生活できる環境づくりを進めていくことが必要と考えます。

(市の役割)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的、計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、国、県、市民、事業主、市民活動団体等と相互に連携し、協力を図るよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、自らが率先し、男女共同参画を推進するものとする。

[解説]

男女共同参画社会を形成していくためには、市が課題に対応する施策を策定し、市民の皆さんたちの理解と協力の下に進めていくことが重要です。また、男女共同参画に関する施策は、市の施策全体にかかわっており、そのための体制の整備等が必要です。更に、市自らも率先して男女共同参画の推進に努め、範を示していくことが大切と考えます。

男女共同参画の推進に関する市の施策として策定した「豊橋市男女共同参画行動計画・とよはしハーモニープラン21」は、5つの基本目標を掲げ、それぞれの課題に対応した施策の方向を体系化しています。

〔5つの基本目標〕

人権を尊重した男女共同参画意識の高揚

あらゆる分野での男女共同参画の促進

男女が働きやすい環境づくり

生涯を通じた健康の保持と、安心できる生活環境の整備

計画を推進する体制の整備

(市民の役割)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

〔解説〕

男女共同参画社会を形成していくためには、市が取り組む施策の推進とあわせ、市民の皆さん一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の活動の中で、実践者としてできることに取り組むことが大切です。また、市が取り組む施策の効果をより高めるためにも、市民の皆さんたちの理解と協力が重要と考えます。

この条例でいう市民とは、豊橋市における男女共同参画のまちづくりの視点から、市内に住所のある人だけでなく勤務及び在学している人など幅広くとらえています。

(事業主の役割)

第6条 事業主は、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保するとともに職場、家庭その他の活動が両立して行うことができるよう職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業主は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

〔解 説〕

男女共同参画社会を形成していく上で、事業所での取組は大きな影響を持っており、事業主の役割は非常に重要です。事業主の役割として、男女が性別にとらわれず個人の能力に応じた雇用管理、価値観やライフスタイルなどにおける多様な働き方に対する適切な処遇や労働条件の確保など、安心して働き充実した職場生活を営むことができるような職場環境を整備することが必要と考えます。

また、家庭と職場、その他の活動の両立が図られるようにすることが男女共同参画の課題となっていますが、そのためには労働時間の短縮や育児休暇、介護休暇を取りやすくするための環境づくりなどが大切です。

この条例でいう事業主とは、市内で事業活動を行う個人企業又は会社等の法人で、主に労働関係における経営者をさしています。

(市民活動団体の役割)

第7条 市民活動団体は、その活動に関し、方針の決定、計画の立案等において男女が共に参画する機会を確保するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

〔解 説〕

地域社会には、住民の福祉向上のために市民活動をしている様々な団体があります。

これらの団体は、地域社会に対する影響力も大きく、男女共同参画社会を形成していく上で、その役割も大きなものがあります。

生活に身近な地域社会での活動の中で、方針の決定や計画の立案の場に男女が共に参画する機会が確保され、共に地域の一員としての役割を果たすことが、暮らしやすいまちづくりにとって必要なことと考えます。

(教育に携わる者の役割)

第8条 家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画の基本理念に配慮して教育を行うよう努めるものとする。

〔解説〕

教育は、価値観の形成に大きな影響力があります。教育の場において、男女共同参画の理念に配慮された教育活動が実践されることは、男女共同参画社会を形成していく上で大きな効果をもたらすものと考えます。教育に携わる人たちが、男女共同参画についての十分な理解の下に教育活動に取り組むことが大切と考えます。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。**
- 2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。**

〔解説〕

基本理念の(1)で男女の人権の尊重を掲げていますが、ここでは性別による権利侵害を禁止事項として明示しました。

性別による差別的な取扱いや性に起因する暴力の根絶は、男女共同参画社会の実現にとっての大きな課題です。特に、ドメスティック・バイオレンスは、これまで個人的な問題としてとらえられがちでしたが、男女の人権の尊重が強調されてきた中で重大な人権侵害としての認識が高まってきました。本市においても、相談窓口での相談件数は増加傾向になっています。性別による権利侵害に対する意識を強め、根絶すべき社会的課題としての認識を広げていくことが必要です。

(情報の表示に関する留意)

- 第10条 何人も、広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担若しくは暴力を助長させる表現又は過度の性的表現を行わないように留意するよう努めるものとする。**

〔解説〕

ポスター・広告など公衆に表示する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼす可能性があります。表現の自由は、憲法で保障された権利であり、尊重されるべきですが、一部のメディアに女性の性的側面のみを強調したり、女性などへの暴力を助長させたり、連想させたりする情報も見受けられます。公衆に表示する情報は、男女の人権を尊重した表現を行うよう、自主的に留意することが必要と考えます。

第 2 章

基本的施策等

(男女共同参画行動計画の策定)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するための基本的な行動計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、基本計画の実効性を高めるため、その進行管理に係る適切な手法を導入するものとする。
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、豊橋市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業主及び市民活動団体等の意見を反映できるよう措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

[解 説]

男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項で市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、国や県の計画を踏まえて定めることが規定されています。

本市は、この規定を受けて平成 15 年 3 月に平成 15 年度から平成 24 年度までの「豊橋市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画の推進に関する施策について取り組んでいるところです。今後、新たな基本計画の策定や変更にあたっては、審議会や市民の皆さんたちの意見の反映に努めていきます。

また、基本計画の実効性を高めるためには、施策と情勢の変化等との整合性や進捗状況をチェックするなど、適切な進行管理が必要と考えます。さらに、基本計画の公表は、市民の皆さんたちの理解と協力を得るとともに、意識啓発を図る上で意義があると考えます。

(積極的改善措置のための支援)

第12条 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の格差が男女の間に生じている場合、事業主等に対し、積極的に格差を改善するための支援を講ずるよう努めるものとする。

〔解 説〕

積極的改善措置については、第2条の(2)で定義していますが、男女共同参画社会の形成を図っていく過程で、男女の格差を改善する措置として有効な手法と考えます。

しかしながら、積極的改善措置を進めていくためには課題も多く、事業の規模や業種など個々の状況に応じた対応が必要と考えます。

市としては、国・県の事業主等に対する支援を踏まえながら、情報提供や相談などに取り組んでいきます。

(実施状況の公表)

第13条 市は、毎年度、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況、男女共同参画の推進状況等の報告書を作成し、公表するものとする。

〔解 説〕

市が取り組む男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や本市における男女共同参画の推進状況などの公表は、男女共同参画に対する市民の皆さんの意識や関心を高めるとともに、市民の皆さんの声を施策に反映していく上で必要であり、基本計画の実効性をより高めていくものと考えます。

(学習の支援等)

第14条 市は、男女共同参画についての関心と理解を深めるため、市民の学習を支援するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〔解 説〕

男女共同参画社会を形成していく上で市民の皆さんの学習は大きな効果があります。講座、研修会、講演会など学習の場を設置するほか、自主的な学習を支えるための各種学習資料や情報などの提供に努めていきます。

また、各種の教育分野での男女共同参画に関する学習のため、資料の作成や出前講座の実施などに取り組んでいきます。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関し調査研究を行い、必要に応じてその結果を公表するものとする。

[解 説]

男女共同参画社会の形成に関し、現状の課題や市民の皆さんたちの意識等を把握し、その調査研究の結果を施策に反映していくことが必要と考えます。また、実施した調査研究の結果については、必要に応じて公表をしていきます。

(情報提供及び広報活動)

第16条 市は、男女共同参画の推進活動を行う市民、事業主、市民活動団体等に対し情報の提供その他必要な支援を行うとともに、男女共同参画に関する理解を深めるための広報活動を行うものとする。

[解 説]

男女共同参画の推進活動を行う市民、事業主、市民活動団体などは、男女共同参画社会を形成していく上で重要な役割を果たす担い手であり、市としても活動推進のため情報提供など積極的に支援を行うことが大切です。また、こうした活動を広げていくためにも、広報活動などを幅広く展開して、一人でも多くの市民の皆さんたちの理解を深めていくことが必要と考えます。

(苦情の申出と処理)

第17条 市民、事業主、市民活動団体等は、男女共同参画の推進に関する施策又は市が実施する施策で男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて苦情がある場合は、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する申出があった場合は、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〔解 説〕

市民、事業主、市民活動団体などからの申出に対して、男女共同参画の推進に関する施策や市が実施している施策で、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められたときは、その苦情の内容に応じて適切な対応に努めていきます。

(相談の申出と処理)

第18条 市は、市民から性別による権利侵害に関する相談の申出があった場合は、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

〔解 説〕

性に起因する暴力や性別による差別的取扱いなどの権利侵害は、男女共同参画社会を形成していく上での解決すべき大きな課題です。これまで潜在化の傾向にあったこうした権利侵害が、男女共同参画意識の高まりや相談窓口の整備などにより顕在化してきました。これらの相談の申出に対しては、権利侵害の形態に応じ、関係機関等との連携を図り適切な対応に取り組んでいきます。

(拠点施設の整備)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、拠点施設の整備に努めるものとする。

〔解 説〕

男女共同参画を推進していく上で、市民の皆さんたちの様々な活動を支える拠点施設の整備は重要です。女性会館は、女性に関する教育の推進と活動の振興を図るための施設として整備しましたが、男女共同参画を推進するための拠点施設としての役割を担っており、今後も男女共同参画推進のための中心的な施設として機能の充実や事業の推進に取り組んでいきます。

第 3 章

男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第20条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議させるため、豊橋市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の4割未満とならないものとする。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会に、専門的な事項を調査するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。
- 7 専門部会は、市長が委嘱する専門委員若干人で組織する。
- 8 専門委員は、当該専門的な事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

〔解説〕

市長の附属機関として、男女共同参画の推進に関する重要な事項を調査審議するための豊橋市男女共同参画審議会を設置します。市は、行動計画を策定して男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に実施していきませんが、計画の策定、変更、また実施等に関して審議会の意見を聞きながら取り組んでいきます。

審議会は、市民、学識経験者その他市長が必要と認める者を委員として構成し、諮問に応じた調査審議だけでなく、必要な場合は市長に対して意見を述べることができます。また、委員について男女の割合の均衡を保つことによって、その意見が一方の性に偏らないよう規定しています。

更に、専門的な取組が必要な事項が発生したときは、専門部会を設置することができるものとなりました。

第 4 章

雑 則

(委 任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

〔解 説〕

条例の施行に関する事項についての委任を規定したものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている豊橋市男女共同参画行動計画については、第11条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

〔解 説〕

平成15年3月に策定された「豊橋市男女共同参画行動計画」を条例第11条第1項に規定された基本計画とみなすものです。

豊橋市男女共同参画推進条例
条文と解説

平成16年7月発行
豊橋市企画部男女共同参画課
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
TEL 0532-51-2188 FAX 0532-56-1081